

高鍋町告示第45号

令和5年第3回高鍋町議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年9月1日

高鍋町長 黒木 敏之

1 期 日 令和5年9月7日(木)

2 場 所 高鍋町役場議場

○開会日に応招した議員

日高 正則君	森崎 英明君
橋 重文君	春成 勇君
兒玉 秀人君	中村 末子君
田中 義基君	森 弘道君
加藤 秀文君	檜原 富子君
松岡 信博君	緒方 直樹君
古川 誠君	永友 良和君

○9月11日に応招した議員

同上

○9月12日に応招した議員

同上

○9月13日に応招した議員

同上

○9月26日に応招した議員

同上

○応招しなかった議員

議事日程(第1号)

令和5年9月7日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸報告
- (1) 議長の会務報告
 - (2) 議員派遣の報告
 - (3) 常任委員会行政調査の報告
 - (4) 本省要望の報告
 - (5) 例月現金出納検査結果報告
 - (6) 町長の政務報告
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 報告第5号 令和4年度高鍋町健全化判断比率について
- 日程第5 報告第6号 令和4年度高鍋町公営企業資金不足比率について
- 日程第6 報告第7号 令和4年度高鍋町教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について
- 日程第7 同意第8号 教育委員会委員の任命について
- 日程第8 議案第45号 令和4年度茂広毛平付・高岡線道路改良工事請負変更契約について
- 日程第9 議案第46号 令和4年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第10 認定第1号 令和4年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について
- 日程第11 認定第2号 令和4年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第12 認定第3号 令和4年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
- 日程第13 認定第4号 令和4年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第14 認定第5号 令和4年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算について
- 日程第15 認定第6号 令和4年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第16 認定第7号 令和4年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第17 認定第8号 令和4年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計歳入歳出決算について

- 日程第18 認定第9号 令和4年度高鍋町水道事業会計決算について
- 日程第19 議案第47号 高鍋町高齢者等多世代交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の廃止について
- 日程第20 議案第48号 財産の無償譲渡について
- 日程第21 議案第49号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 日程第22 議案第50号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第23 議案第51号 令和5年度高鍋町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第24 議案第52号 令和5年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第25 議案第53号 令和5年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第26 議案第54号 令和5年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）
- 日程第27 議案第55号 令和5年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第28 議案第56号 令和5年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第29 議案第57号 令和5年度高鍋町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第30 令和4年度高鍋町一般会計及び特別会計等決算審査結果報告
- 日程第31 発議第3号 高鍋町議会会議規則の一部改正について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸報告
- (1) 議長の会務報告
 - (2) 議員派遣の報告
 - (3) 常任委員会行政調査の報告
 - (4) 本省要望の報告
 - (5) 例月現金出納検査結果報告
 - (6) 町長の政務報告
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 報告第5号 令和4年度高鍋町健全化判断比率について
- 日程第5 報告第6号 令和4年度高鍋町公営企業資金不足比率について
- 日程第6 報告第7号 令和4年度高鍋町教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について
- 日程第7 同意第8号 教育委員会委員の任命について
- 日程第8 議案第45号 令和4年度茂広毛平付・高岡線道路改良工事請負変更契約について
- 日程第9 議案第46号 令和4年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

- て
- 日程第10 認定第1号 令和4年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について
- 日程第11 認定第2号 令和4年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第12 認定第3号 令和4年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
- て
- 日程第13 認定第4号 令和4年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第14 認定第5号 令和4年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算について
- て
- 日程第15 認定第6号 令和4年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第16 認定第7号 令和4年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第17 認定第8号 令和4年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計歳入歳出決算について
- 日程第18 認定第9号 令和4年度高鍋町水道事業会計決算について
- 日程第19 議案第47号 高鍋町高齢者等多世代交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の廃止について
- 日程第20 議案第48号 財産の無償譲渡について
- 日程第21 議案第49号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 日程第22 議案第50号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第23 議案第51号 令和5年度高鍋町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第24 議案第52号 令和5年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第25 議案第53号 令和5年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第26 議案第54号 令和5年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）
- 日程第27 議案第55号 令和5年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第28 議案第56号 令和5年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第29 議案第57号 令和5年度高鍋町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第30 令和4年度高鍋町一般会計及び特別会計等決算審査結果報告
- 日程第31 発議第3号 高鍋町議会会議規則の一部改正について

出席議員（14名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 日高 正則君 | 2番 森崎 英明君 |
| 3番 橋 重文君 | 5番 春成 勇君 |
| 6番 兒玉 秀人君 | 7番 中村 末子君 |
| 8番 田中 義基君 | 10番 森 弘道君 |

11番 加藤 秀文君	12番 檜原 富子君
13番 松岡 信博君	14番 緒方 直樹君
15番 古川 誠君	16番 永友 良和君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 徳永 恵子君 事務局長補佐 井戸川 隆君
議事調査係長 宮本 敦子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	黒木 敏之君	副町長	小山 圭一君
教育長	島埜内 遵君	代表監査委員	三輪 見敏君
農業委員会会長	坂本 弘志君		
総務課長兼選挙管理委員会事務局長		野中 康弘君	
財政経営課長	飯干 雄司君	建設管理課長	吉田 聖彦君
農業政策課長	濱本 明俊君	農業委員会事務局長	杉 英樹君
地域政策課長	山下 美穂君		
会計管理者兼会計課長		鳥取 和弘君	
町民生活課長	日高 茂利君	健康保険課長	濱本 生代君
福祉課長	杉田 将也君	税務課長	宮越 信義君
上下水道課長	渡部 忠士君	教育総務課長	横山 英二君
社会教育課長	岩佐 康司君		

午前10時00分開会

○議長（永友 良和） おはようございます。只今から令和5年第3回高鍋町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、日高正則議員。

○議会運営委員会委員長（日高 正則君） 1番、日高正則。おはようございます。令和5年第3回高鍋町議会定例会の招集に伴いまして、去る9月4日午前10時より第3会議室におきまして議会運営委員全員、議長、副議長はオブザーバーとして出席、執行部より副町長、総務課長、財政経営課長の3名、議会事務局より日程説明のため事務局長と補佐の2名が出席し、議会運営委員会を開催いたしましたので御報告いたします。

今回の定例会に提案されます案件は、報告第5号令和4年度高鍋町健全化判断比率について外報告が2件、同意第8号教育委員会委員の任命について、議案第45号令和4年度茂広毛平付・高岡線道路改良工事請負変更契約について、議案第46号令和4年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、認定第1号令和4年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について外認定が8件、議案第47号高鍋町高齢者等多世代交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の廃止について、議案第48号財産の無償譲渡について、議案第49号職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、議案第50号こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、議案第51号令和5年度高鍋町一般会計補正予算（第5号）、議案第52号令和5年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）外特別会計補正予算が4件、議案第57号令和5年度高鍋町下水道事業会計補正予算（第2号）、発議第3号高鍋町議会会議規則の一部改正についての合計27件であります。

執行部から説明を受け、委員から、高鍋町デジタル変革未来宣言を出す前に議会のほうにも相談してほしいとの意見がありました。その後、議会事務局より会期日程についての説明を受け、会期については、本日9月7日から9月26日までの20日間で行うことで、委員全員の意見の一致を見ましたので、御報告いたします。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（永友 良和） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、13番、松岡信博議員、14番、緒方直樹議員を指名いたします。

日程第2. 諸報告

○議長（永友 良和） 日程第2、諸報告を行います。

まず、議長の会務報告につきましては、別紙がお手元に配付してありますが、これにより朗読及び説明を省略して差し支えありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、議長の会務報告は、朗読及び説明を省略いたします。

次に、議員派遣の報告につきましては、報告書がお手元に配付してありますので、これにより報告といたします。

次に、常任委員会行政調査の報告を求めます。総務厚生常任委員会委員長、田中義基議員。

○総務厚生常任委員会委員長（田中 義基君） 8番。おはようございます。総務厚生常任委員会の行政調査報告をさせていただきます。

これにつきましては、先月発行の議会だよりにその概略は記載されておりますが、ここ

では、各委員からの復命書内容を抜粋し、それぞれの意見、思いを含めて報告させていただきます。

日時は、6月27日から28日までの2日間、委員7名、事務局1名の計8名で埼玉県秩父郡横瀬町の従来の行政業務と異なる特異な運営手法についてと、東京都江東区有明の東京ビッグサイトで開催されていた自治体デジタル・トランスフォーメーション展を調査先として研修してまいりました。

まず、横瀬町ですが、日本一チャレンジする町、日本一チャレンジを応援する町を掲げ、未来を変えるために新しい形、新しいチャレンジに取り組んでおられ、また、子育て支援施策も充実させておられる町でございます。

あらかじめ質問事項を提出させてもらい、その項目についての回答資料を用意いただき、プロジェクターを使って丁寧に説明いただきました。

子育て支援施策の一環である5歳児健診や、「ほっとハグくむ…ママサロン」という助産師が妊産婦や子育て中のママの相談に乗るサービス、オンラインで小児科の医師が相談を受ける小児科オンラインなどの説明を受けましたが、これらの取組の経緯には、2016年9月に町長の発案で立ち上げられた官民連携プラットフォーム「よこらぼ」の存在が大きいと言われました。新しい官民連携の取組としてのこの「よこらぼ」とは、企業や団体から新しい実証実験や大学の研究などの事業、プロジェクトを募集し、横瀬町がそれらを成功させるためのフィールドを提供しバックアップしていくというものです。原則、事業に係る経費負担は事業者とするシステムですが、その事業者は自治体と連携することで取り扱う商品、成果品に対する信用、つまり保証を得ることができる一方、自治体はメディア等に掲載されることで大きな宣伝効果を得ることができ、町のブランドを高めることができるなど、お互いがウィン・ウィンの関係で成り立っているとのことでした。

現在横瀬町の取り組むほとんどの事業の根幹に位置づけられる、このユニークなまちづくり政策、よこらぼ、町とコラボする研究所の取組ですが、未来の予見ができない社会に横瀬町として生き残るため、今の状況のままでは駄目、既存の資源だけでは駄目、町の強みを生かすには、の3つの課題を抱えた上で小さい自治体であることからの職員と住民の関係性の近さと、特に都心からの近さを活用し、継続的に人、物、金、情報を取り組む政策を検討した結果がこの事業だと言われておりました。これまで多種多様な官民連携の事業が実施されてきています。ただ、決してその事業自体が全て継続されているわけでもないし、断念した事業も多くあるようですが、チャレンジがチャレンジを呼ぶという好循環が生まれたことで、チャレンジする人材が集う小さな町というブランドが確立したこと、それが成功している根拠になっているようです。

2016年から二百二十数件の提案があっており、毎月審査会を行い、最短1か月で事業開始となる場合もあるようです。これまでに133件のプロジェクトが採択されてきており、そのプロジェクトから派生して多くの事業が実践されていますが、先ほどの遠隔小児科診断事業、電動キックボードシェア事業、地域経済循環のための地域商社設立、商店

街のない町の交流拠点設置等々が挙げられます。非常に斬新で興味を持てる事業で、従来の自治体の既成概念と全く方向が違うと感心させられました。

調査を終え感じましたのは、担当職員はもちろんのこと、関係課職員が自信に満ちあふれ、その応対がすばらしいこと、また、エリア 898——やくばと読みます——等の施設見学でも、運営が利用者全体で支持され、受け入れられ、維持されていることに感心しました。奨励金や補助金等の多大なコストをかけずとも、アイデアを用いさえすれば、人、物、金、情報を町内に流入させ、地域を活性化することが可能なことを高鍋町としても再確認すべきだと感じました。

当町は、横瀬町のような都心から非常に近い町ではないので、安易に模倣しようとしても無理があるでしょうが、当町においても、既に幾つもの中小企業の誘致があっており、特殊な技能を持たれた移住定住者も存在する。その点では既に官民連携プラットフォーム対応の下地はできているものと思いますので、ささいな一つ一つのプロジェクトの取組を地道に始めていくべきではないでしょうか。決して活性化の成果が必ず上がることを条件にした一大プロジェクトをと大上段に構える必要はないのではないのでしょうか。

そのほか面白く見せてもらったのが、横瀬町第6次の総合振興計画の厚み28ページというシンプルさ、不確かな未来を考慮しながら具体策を掲載せず、前期4年、後期4年の計画として、職員だけの分かりやすい言葉でまとめてあるのには感心しました。今後の高鍋町のまちづくりに参考にしたいと思える横瀬町への行政調査となりました。

次に、翌日6月28日の東京ビッグサイトでの自治体DX展ですが、これは東京ビッグサイト東展示棟の一部で開催されたイベント、自治体・公共Weekの一つで、自治体が最新のデジタルテクノロジーを活用することで、業務の過程や住民に提供するサービスを変革することに寄与することを目的として開催された展示会です。スマートシティ推進、地域防災、地方創生など6つの専門展示会場が一つになっており、あまりに広く、出展者の数も入場者数も多くて、大いに戸惑いました。あらかじめ行政運営上のどこに・どんな・幾つの課題があり、どう変革できるかを明確に持って出展ブースを目指す必要があったことを反省しています。

委員は、それぞれ目的のブースを探して面談していたようですが、私は、今回は1点、当町で導入することになったタブレットの使い勝手や実態等の比較検討を試みたく、ペーパーレス化サービスの企業ブースを幾つか訪ね、説明をもらいました。どの業者のシステムも随分、タブレットの扱いもシステムの操作動作もこなれてきていて、以前の稼働初期と違い、操作性に違和感はなく、快適でスムーズになってきているので問題はないようです。ただ、本来ペーパーレスをきっかけに業務改善に取り組むための導入でありながら、どうしても印刷枚数が減らない傾向にあるとのこと。「これはデジタルDXどころか、単にOA化、デジタル化を進めるためだけに終わってしまいますね」とある業者の方がおっしゃっていました。特に議会部門ではその傾向が強く、印刷動作に制限をかける自治体もあるそうです。今後の当町も要注意かもしれません。

ほかの多くの業者ブースについて、幾つかの業者と面談させてもらいましたが、目新しくユニークなシステムを一方的に聞くばかりで、細部の話をすることははばかられてしまいました。ただ中には、宮崎県南の自治体との連携で土砂崩れ警報システムの構築や、独り暮らしの方の見守りシステム等の構築や、地方創生の取組支援などをされた業者も出展しておられました。

今回の生の最新情報を知ることができるこうしたセミナーなどは、非常に参考になりますので積極的に参加していくべきだと思います。説明を受ける中で予算が工面できれば、防災等の面からも高鍋町で使いたいと思われるシステムが多くありましたので、町民の暮らしやすさを考えたDXを実現し、社会や産業の課題を解決するとともに、新たな価値を創造していくことが高鍋町にとっても必要なのではないかと思った次第です。

以上、報告を終わります。

○議長（永友 良和） 次に、文教産業建設常任委員会行政調査報告を求めます。委員長、中村末子議員。

○文教産業建設常任委員会委員長（中村 末子君） 7番、中村末子。おはようございます。第2回定例議会において、文教産業建設常任委員会は閉会中行政調査を認められましたので、これを報告いたします。

日程は、7月5日、6日の2日間です。

目的は、2011年3月11日に未曾有の災害に見舞われた東北の復興はどのように行われたのか。特にいち早く復興をしようと取り組まれた女川町への行政調査を行ってまいりました。

このように申し上げますと、それは総務厚生常任委員会が妥当ではないかとの御指摘もあろうとは存じますが、あえて住民との連携、いわゆる公民連携としてどうであったかを深く追求してまいりました。仙台空港からはレンタカーでしたので、石巻のみやぎ東日本大震災津波伝承館にお伺いし、当時の状況と復興への道のりの説明を受けました。町と震災の記憶を伝え、生命と営みの森をつくり、人の絆を紡ぐコンセプトのまちづくりをお伺いしました。

その説明の中では、高速道路の堤防が津波を防ぎ助かったとのお話をお聞きしました。伝承館から約300メートルのところには、被災したままの遺構である門脇小学校跡地へもお伺いし、お話によると、地震発生後、校舎の2・3階に避難をしたけれども、校舎の1階部分に津波が押し寄せ、その後次々に押し寄せる瓦礫により火災が発生、校舎からの避難経路が断たれたが、裏山に登るには溝があり、先生のとっさの判断で教壇を橋にし、校舎から裏山へ脱出できたとお話を聞き、常日頃から周りをきちんと見ておくことの大切さを学びました。助かったとお話を聞き、とっさに考え行動できた先生に、敬意を表するものでした。

その後、海辺の通りを進みながら、被災の爪痕が残るところ、女川町へと向かいました。レンタカーであったからこそ、地形を知り、復興の状況をかいま見ることができました。

翌日は、女川町役場で佐藤議長の挨拶を受け、総務課の公民連携室メンバーからの説明を受けました。資料に基づき、どのようなまちづくりをしてきたのかを説明されました。

最初に当時の状況説明がありました。2011年3月11日午後2時46分に地震が起きたときは、建物崩壊はほぼなかったそうです。しかしその後、14.8メートル、最大遡上高34.7メートルという津波による被害で、15地区あったがほぼ持っていかれたそうです。建物が89.2%。人が住んでいるのではないが、役場などが77.7%被害。人口1万14人のうち827名がお亡くなりになられたそうです。ほぼ全域が被害に遭い、住みたくても住めない状況で、12年間で4,000人人口が減少。2011年4月19日に女川町復興連絡協議会が立ち上げられたが、先ほどの地域がなければ本業は成り立たない。復興には10年、20年かかるんだから、計画には20年後をしょって立つ30代、40代が責任を持って取り組んでほしいとの願いを込めて、当時商工会の高橋会長から「還暦以上口出すな」の言葉が発せられると、お年寄りの方から「高政、よく言った」と拍手。若い人たちは戸惑いながらも、自分たちの町は自分たちでつくるんだと立ち上がられたそうです。高橋会長も還暦を過ぎておられたそうです。説明をしていただいた青山貴博さんは、当時商工会の職員でしたが、公民連携によるまちづくりに向け、役場に入られたそうです。10年の復興ではなく、女川町は8年でやり抜こうと、生き残られた方々で意志を強く確認されたそうです。復興に付き物の建設会社や何とかコンサルタントではなく、自分たちの町は自分たちで責任を持って歴史をつなぐとの意志を確認されたそうです。津波被害に遭った地域はほとんどが高い防潮堤を造ってきましたが、女川では、元の位置よりは200メートルくらい移動して防潮堤を造り、その上に道路、それより高いところに商店街や役場などを造り、高いところへ住宅を造ってこられたそうです。防潮堤はコンクリートそのままではなく、土手と同じく土を盛り、僅かにその影を残す造りになっておりました。

また、子どもたちが残してほしい元駐在所跡を遺構として残していました。駐在所は、打ち込んでいた基礎部分が引き抜かれ横倒し、そのまま残されており、当時の津波のすごさを知ることができました。約4メートルの土を盛り、道路の高さを4.5メートルと、もし津波が来たとしても住宅街には被害を及ぼさない構造としていました。

また、商店街は、海と共に過ごした女川の思いが分かるように、商店街の広い通りから初日の出が見えるように設計されておりました。女川に住んだ、住む人たちがつくった町、それを学ぶことができました。

高鍋の雲雀山地区の方が「高鍋は津波が来たらなくなるぞ。農地だからと言わず、今から町をそのまま移したほうがいいのではないか。せっかく道路もできたのだから」と言われた方がおられました。将来に備え、まちづくりをしっかりと町民みんなで考えることも必要かもしれないと感じた行政調査でございました。

○議長（永友 良和） 以上で、常任委員会行政調査の報告を終わります。

次に、本省要望の報告につきましては、報告書がお手元に配付してありますので、これ

により報告いたします。

次に、例月現金出納検査結果報告につきましては、報告書がお手元に配付してありますので、これにより報告いたします。

次に、町長の政務報告を行います。町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。皆さん、おはようございます。令和5年6月1日から令和5年8月31日までの主な政務について御報告申し上げます。

まず、高鍋・木城オーガニックビレッジ宣言についてでございますが、6月25日の日曜日、高鍋町美術館において宣言いたしました。国の政策であるみどりの食料システム戦略に基づき、有機農業について、農業者のみならず、事業者や地域内の住民を巻き込み、生産、流通、消費まで一貫して地域全体の取組として進めるオーガニックビレッジを木城町と合同で宣言いたしました。当日は90名以上が来場し、パネルディスカッションも開催し、今後のSDGsの推進と持続可能な地域の発展に寄与するものと期待しております。

次に、ギョーザを通じた高鍋町の地域振興に関する連携協定締結式及び高鍋町ふるさと応援大使委嘱状交付式についてでございますが、7月3日月曜日、高鍋町役場において執り行いました、一般社団法人焼き餃子協会及び餃子のまち高鍋推進協議会と連携協定を締結し、併せまして一般社団法人焼き餃子協会代表理事の小野寺力氏に高鍋町ふるさと応援大使を委嘱いたしました。

今回の協定締結及び応援大使委嘱により、ギョーザを通じて町内外へ向けPR活動を行い、本町の知名度向上を図り、本町への観光入り込み客数の増加やふるさと納税の寄附額増加など、地域振興に寄与するものと大いに期待しております。

次に、特別展竹久夢二展～憧れの欧米への旅～についてでございますが、7月15日土曜日から9月3日日曜日まで、高鍋町美術館において開催いたしました。生誕140年を目前に迎える、今なお多くの人々を引きつけてやまない竹久夢二作品の奥深さを大いに堪能していただけたものと考えております。

次に、地域力創造アドバイザー委嘱状交付式についてでございますが、8月21日月曜日、高鍋町役場において執り行いました。本町の魅力や価値の向上を図ることを目的に委嘱したもので、高鍋町農業推進アドバイザーに株式会社ハツトリ一會長の田村武文氏を、歴史と文教の城下町たかなべ魅力アップアドバイザーに株式会社トモダチ代表の梶友宏氏を、それぞれ委嘱しました。地域活性化の取組等に関する知見やノウハウを有する外部専門家から指導・助言等を得ながら事業を進め、人材の活用や施策の積極的な推進を図っていくこととしております。

次に、防犯カメラ及びドライブレコーダーによる町の見守り協定締結式についてでございますが、8月23日水曜日、高鍋町役場にて執り行い、高鍋警察署と連携協定を締結いたしました。犯罪や交通事故等に関して必要がある際に、高鍋警察署の依頼により、本町が設置した防犯カメラやドライブレコーダーの画像データの提供等を高鍋警察署へ行うことにより、地域の見守り強化につながるとともに、犯罪及び交通事故の抑止と早期解決を

図ることで安全で安心なまちを実現したいと考えております。

次に、高鍋町デジタル変革未来宣言についてでございますが、8月31日木曜日、町民の幸福実現を図るため、町民と行政が一体となり、デジタル化への理解を深め、具体的な仕組みづくりを行うことを目的に宣言いたしました。今回の宣言は、内閣府クールジャパンアドバイザーであります陳内裕樹氏に今後、アドバイザー就任をお願いし、御助言を賜りながら、単なるデジタル化が目的ではなく、あくまでも町民が求める幸福イコール真の町民ニーズの実現のためのデジタル変革に取り組み、持続可能なまちづくりを推進していきたいと考えております。

それでは宣言文を読ませていただきます。

高鍋町デジタル変革未来宣言。高鍋町は、デジタル技術の活用により、町民が便利で幸せ度が向上するようなデジタル変革に町民と共に取り組み、誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化により、持続可能なまちづくりを推進することを宣言します。町民の幸せ向上、人に優しいデジタル変革により、高鍋町に住んでよかったと実感していただけるようなまちづくりを目指します。将来を担う子どもたちのために、将来を担う子どもたちを誰一人取り残すことなくデジタルを効果的に活用し、誰もが能力を伸ばせる教育環境を目指します。様々な人々に関わる町へ。高鍋町に興味を持って関わってくれる方、関係人口を増やし、町民とその交流や町内での活動を活発化することで活気あふれるまちづくりを目指します。

以上、その他の政務及び要望活動等につきましては、お手元の政務報告にて御確認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（永友 良和） ちょっとここで暫時休憩いたします。

午前10時28分休憩

.....

午前10時29分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

○議長（永友 良和） 以上で、日程第2、諸報告を終わります。

日程第3. 会期の決定

○議長（永友 良和） 次に、日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、会期日程予定表のとおり、本日から9月26日までの20日間にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月26日までの20日間に決定いたしました。

日程第4. 報告第5号

日程第5. 報告第6号

日程第6. 報告第7号

○議長（永友 良和） 日程第4、報告第5号令和4年度高鍋町健全化判断比率についてから日程第6、報告第7号令和4年度高鍋町教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等についてまで、以上3件を議題といたします。

まず、町長の報告を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。報告第5号令和4年度高鍋町健全化判断比率について及び報告第6号令和4年度高鍋町公営企業資金不足比率について、一括して御報告申し上げます。

まず、報告第5号令和4年度高鍋町健全化判断比率についてでございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率につきまして御報告するものでございます。4つの健全化判断比率のいずれかが括弧書きで記載しております早期健全化基準以上である場合は、財政健全化計画を定めなければならないと規定されておりますが、本町におきましては、いずれの比率も早期健全化基準未滿となっております。

次に、報告第6号令和4年度高鍋町公営企業資金不足比率についてでございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、公営企業の資金不足比率につきまして御報告するものでございます。公営企業の資金不足比率が、経営健全化基準である20%以上である場合は、経営健全化計画を定めなければならないと規定されております。本町におきましては、水道事業会計、下水道事業特別会計が対象となりますが、いずれも資金不足は発生しておりません。

以上、2件につきまして御報告を申し上げます。

○議長（永友 良和） 次に、教育長の報告を求めます。教育長。

○教育長（島埜内 遵君） 教育長。おはようございます。報告第7号令和4年度高鍋町教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について御報告申し上げます。

本案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により提出するものでございます。

以上、御報告申し上げます。

日程第7. 同意第8号

○議長（永友 良和） 日程第7、同意第8号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。同意第8号教育委員会委員の任命について提案理由を申し上げます。

現委員の岩崎晃子氏が令和5年11月26日をもって任期満了になりますことに伴い、引き続き同氏を教育委員会委員として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

このことにつきまして御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（永友 良和） 本件につきましては、再任でありますので、略歴の説明を省略いたします。

以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

これから同意第8号を起立によって採決します。本件は同意することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、同意第8号教育委員会委員の任命につきましては、同意することに決定いたしました。

日程第8. 議案第45号

○議長（永友 良和） 日程第8、議案第45号令和4年度茂広毛平付・高岡線道路改良工事請負変更契約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。議案第45号令和4年度茂広毛平付・高岡線道路改良工事請負変更契約について提案理由を申し上げます。

本案につきましては、当該工事の請負変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、本案につきまして御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（永友 良和） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。財政経営課長。

○財政経営課長（飯干 雄司君） 財政経営課長。議案第45号令和4年度茂広毛平付・高岡線道路改良工事請負変更契約について詳細説明を申し上げます。

本案の元となる契約は、令和4年第3回定例会において議決を頂いております。

今回の変更についてでございますが、契約の目的、工事場所、契約の相手方の変更はございません。契約金額につきまして、変更前3億9,248万円から2,550万3,000円

増額し、変更後4億1,798万3,000円とするものでございます。

財政経営課からは以上でございます。

○議長（永友 良和） 続きまして、建設管理課長。

○建設管理課長（吉田 聖彦君） 建設管理課長。議案第45号令和4年度茂広毛平付・高岡線道路改良工事請負変更契約について、建設管理課より変更概要の説明を申し上げます。

本工事におけます変更につきましては、お配りしました図面で青色と黄色で着色した箇所の変更及び追加を行うものでございます。

今回施工箇所におきまして、青色ののり面保護工におきまして湧水によるのり面对策の必要が発生いたしましたので、当初予定の植生吹付工からのり砕工及び植生吹付工に工種の変更を行うものでございます。

また、令和6年3月、来年の3月までに一部供用開始をさせるために、黄色部分の舗装延長の追加を行いまして、工事の進捗を図るものでございます。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番、中村末子。今ほどの建設管理課長の説明からすると、この水が出るからということは当初から予想されていたわけですね。あそこが水が出るということは。それがなぜ今頃になって変更になったのかということをもう少しきちんとした説明が頂きたいというのがあるのと、そして供用開始をしていくということなんですが、あとは、これオレンジの部分と言っていいのか、土色の部分と言っていいのか、ここはもう通れるんですね。これは通れるんですね。だから通れるということは、全面開通として考えてよろしいのかどうか、そこのところをきちんとお答えください。

○議長（永友 良和） 建設管理課長。

○建設管理課長（吉田 聖彦君） 建設管理課長。湧水につきましてはそれほど激しい湧水ではないんですけど、青色の箇所とその右側の黄色の飛び出したところ、ここが現在崩壊しております。旧道が通行はできるんですけど、車両等は通行禁止としております。それで当初の安定勾配ですっといきますと、湧水と土質の関係で、そのままいくとずると、ずっと上までいって上のL型擁壁まで影響がいく可能性がございますので、現在、もう少しのり面の傾斜を角度をつけてのり砕工で四隅に鉄筋を挿入して、グラウト注入して、のり面を安定させて今回行うものでございます。

それから、オレンジ部分につきましては、全線開通いたしまして、黄色で暫定的に現道に取り付けるものでございます。その後、右側の着色していない部分を来年度からの工事で行いまして、その後が完成ということになります。

○議長（永友 良和） 中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 私が心配しているのは、今度新しく工事をするところもなんですが、結局この延長は、1回目のカーブになっている直線の部分は水が物すごく湧水がある

んですよ。あそこも最初から懸念されていたんですよ。あその湧水で中鶴のほうの奥のほう、あその水を全部賄っていたぐらいですので、農業のあれを賄っていたぐらいですので、かなりの出水があることはもう当初から予想されていて、そうするとあの平たい部分が、やっぱり雲雀山地区の全体の水の流れとして、下永谷というか、あそこに流れるところもあるんですけども、キャノンの横に出ている水の排水のあれでも分かるように、あそこは水がかなり出ることは当初からずっと予想されていて、どうするのかと。今度はカーブを減らすんだけど、ではどうするのかと、あその地域の人たちはもうみんな冷や冷やしていたわけですよ。道路を造ったはいいが、結局供用されて崩れてきて、何か車がひどい目に遭うんじゃないかということもすごく周りからは言われてきていたんですよ。だから昔からの人の言うことをしっかりとやっぱりこの工事には取り入れていく必要があったんじゃないかなというふうに私は思うんですよ。だから工事が悪かったとか、水が予想よりも出たとか、そういうことは言い訳にはならない。やっぱり安全な道をしっかりと造るということ、これがもう緊急道路の一番のことだと思うんです。ここが壊れてしまえば緊急道路の意味がなくなるし、そして大変な部分が出てくると思うんですよ。だからなぜ地域の人たちの意見をしっかりと聴いてここの工事の設計をしなかったのかということが、非常に気になるんですよ。

それとやはり水を出すところを1か所か2か所にしてしまうと、水というのは少しずつの穴から少しずつ出ているときには問題ないですよ。山下と一緒になんですよ。ところがこれが、コンクリートで固めたやつをしっかりと造ってしまうと、水の行き場がなくなって、結局、鉄砲水が出て、その水の圧力というのは、土圧に比べて、水圧のほうが俄然と多いんですよ。一定の量がたまっていくとそれ以上飽和状態になってくると、結局水圧がものすごく強くなって、セメントに鉄筋を入れたところで崩壊すると言われていたのが、現段階までの災害の中での言われ方をされているんですよ。だからこれは、農林水産関係の農林振興局あたりにもちょっと聞いたんですが、山下辺りでもふとんかごを設置していますけれども、これで水の流れが変わってしまって人家を傷つけてしまったという例も出てきているわけですよ。だから非常に、先人からのやっぱり考えというのは私たちはしっかりと受け継いでいかなければならないと思うし、水がやはり山の上から来るという状況、それをせき止めてしまっているという状況、その状況を把握したときに、私たちは水がどこから出てどれぐらいの圧力になるのかということは十分計算した上でないと設計をするべきではないと私は思っているんですよ。だから最初からここをずっとこういう状況にしていくとまずいんじゃないかなというのが最初から私はあったんですよ。だから変更されるのは構わないんですけども、そしてすぐ通してあげたいという気持ちもよく分かるんですけども、やはりこのことによって安全安心が確保できないということになった場合、どういった補償というのをされるのか。これは茂広毛平付・高岡線の改良工事ということだけで、工事をやる人にはその責任はないわけですよ。この設計をした人たちに責任があるのか、工事を出した高鍋町に責任があるのか、その辺のところをはっきりしておかない

と、工事される方も工事を受けたにしても、ここから水が出るようになった、おまえどんのせいで水が出るようになったというふうにもし工事関係者が言われるようになれば、私、これは本末転倒の話だと思うんですね。だからそのことをしっかりと私たちは分かっていると、住民の方に対して、質問があったときに答えられない。いや私は提案したんですよということは言えても、提案しても何で言うことを聞かなかったっちゃろうかいというふうになると、私も科学的なレベルによって土質、そしてどれぐらいの水圧、土圧がかかるのかということを私は計算できません。だからそこは十分考えられた上での設計をされていると思いますが、これについてやはり設計変更ではなく、鉄筋を入れんといかんということと言われましたが、それはどういう流れによってこういう結果になったのか。もう少しきちんとした説明をしていただかないと、私は住民の皆さんに言い訳ができない。そこをきちんとしておかないといけないと思うんですね。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（永友 良和） 建設管理課長。

○建設管理課長（吉田 聖彦君） 建設管理課長。この路線につきましては、湧水が多いということは以前から重々分かっております。今回の部分についても、湧水につきましては掘ってみないとなかなか分からないという部分もございますが、今回この下を仮掘削したときに、業者のほうから、土質状況等々を考慮して、今の現在の工法ではちょっと危ないんじゃないかという相談がありました。そこでコンサルに相談しまして、どういうふうなやり方が一番いいかという検討の結果、ここを今回ののり砕工及び植生吹付けが最善の工法であるということで今回いたしました。湧水につきましては、今後の施工の中で、湧水の激しいところについてはコンクリートの内側でそれなりの湧水処理を全ての箇所で行っているところでございます。

○議長（永友 良和） 中村議員。

○7番（中村 末子君） 3回目ですので、これ以上はちょっと追及できないかと思いますが、コンサルに相談したということなんですが、コンサルはきちんと高鍋のそういう状況というのは御承知されているのかどうか。そして最終的に、ある程度コンサルの言うことを聞いてそういう対応にしていこうというのであれば、コンサルタント会社に対してもここで何か起きた場合にはちゃんと補償していただけますかという一札は入れましたか。やっぱりそういうのがないと、高鍋町の職員が水圧やら土圧やらそういう関係が分かるはずじゃないじゃないですか。そこまで技術者であってもなかなかそこまで計算できる人はいないと思うんですね。だからこそコンサルタント会社が入っているし、だからこそ設計業者はそこまで計算できる人じゃないとこの設計はできないんですよ。そういうふうになっているはずなんですよ。そういう状況を多分分かって、後になってコンサルタントは、ああ、しまった、水の量が多かったですねというような話になっても崩れたりしたときに、この道路が使い物にならなくなった場合、では誰が責任を持つのかと。高鍋町ですか。高鍋町が責任を持つんですか。もしそれで大きな事故でもなったときには誰が責任を持つんですか。私はここで質疑するだけしか能力はないですけども、私が本当は土圧とか水

圧とかそういう問題も分かれば一番いいと思うんですよ。分からないから聞いているんですよ。住民の不安をやはりきちんと受け止めた形でやらないと、昔からあそこで住んでいる人たち、そしてあそこを利用している人たちからすれば、前の道路の曲がりというのはそれはそれなりによかったのかなと思う部分があるんですね。でもそれをちゃんとこういうカーブを一つにしたために結局起こり得る状況というのは想像の範囲を超えませんが、私が一番心配したのはやっぱり湧水です。一番心配したのはですね。水がどこから出てくるか分からん、水の道がどこにあるか分からん、そういう状況を踏まえた上で、常日頃あそこを利用されていた人たちから話を聞いてきたんですよ、いっぱい。私はこの道路をつくる前にですね。そうしたら「無謀やわ」とおっしゃる方が、私が7人か8人お話を聞いてきたところによると「無謀じゃわ」って言われたんです。というのは、あそこは台風で途中で大きな杉の木が何本も倒れました。あそこ塞ぎました。そのときにずっと話を聞いていたら、やはり水が出て、根っこまでやられたっちゃなど。今までは出らんところまで出たもんなどという話を、あ那时的木を切ってくださった林業の方がおっしゃったのは、今までは出なかったところまで水が出たと、それだけ多かったんだろうねという話をされたときに、私自身は非常に危惧しているわけですよ。そういうことがなければいいと。いずれここが鳥が運んできた木なんかが根っこを張って、それが風で揺さぶられて、またそこが崩壊するということが絶対ないとは言えない。だから……。

○議長（永友 良和） 中村議員。これはあれですよ。

○7番（中村 末子君） 質疑ですよ。

○議長（永友 良和） 誰が責任を持つのかということでしょう。

○7番（中村 末子君） そうです。だから誰が責任を持ってこれをするのかちうことをちゃんとね。

○議長（永友 良和） いいですよ。端的にお願いします。

○7番（中村 末子君） 報告してもらわんと。よろしくお願いします。

○議長（永友 良和） 今の中村議員の質疑は、誰がそのようなときに責任を持つのかということだそうなので。

しばらく休憩いたします。

午前10時51分休憩

午前10時51分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

建設管理課長。

○建設管理課長（吉田 聖彦君） 建設管理課長。成果品を受け取った時点でその後は町の責任になると思いますが、もし崩れた場合に災害の度合いとか、その場合によってもその責任の中身については変わってくるものと考えております。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

○7番（中村 末子君） 中身がどうやって変わってとか言うてくれんと分かん。これくらいの度合いやったらどうかちうことを、高鍋町の責任、コンサルタントの責任の範囲ちうのはあるんでしょう。だからそこをちゃんと答えてもらわんと会議録に残しちよかんといかんわ。

○議長（永友 良和） 分かりました。総務課長。

○総務課長（野中 康弘君） 総務課長。災害、例えばその雨量とかそういったものがどのような雨量で起きたのか、そういったものによって町に全ての責任があるか、それが予見できたのか、そのあたりについてはやっぱりそのときの状況によって変わってくるものと考えております。

以上です。

○7番（中村 末子君） 違うとよ。今もゲリラ豪雨とかっていったらいっぱいあるでしょうが、気象変動で。

○議長（永友 良和） 暫時休憩いたします。

午前10時53分休憩

.....
午前10時54分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

総務課長。

○総務課長（野中 康弘君） 総務課長。状況によって変わりますので、ここで全ての責任を町が負いますということは、発言としてはできないと考えております。

以上です。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 私は、この問題については、本当は賛成してもいいかなと随分思っていたんですね。だから賛成討論もちよっと頭の中に考えてきたんですが、議案第45号令和4年度茂広毛平付・高岡線道路改良工事請負変更契約について、反対の立場で討論を行います。

先ほど質疑を行いました。しかしその中で、今この世界中が本当に異常事態の雨量になっている状況はもう既に御存じだろうと思います。だから本当に私たちは何を今考えなければいけないのか。この気象変動に対して、やはり私たちはこの道路を造るについても、水がどれぐらい出るのか、そして住民が安全安心で暮らすことができるのか、そういうことを絶えず考えて、工事請負契約についてもしていかなければならないのが今ではないでしょうか。そういうことから考えたときに、誰に責任がある、誰も責任を取らない、そう

いう社会であってはいけないと思います。このことが事前に予測されていたこと、そのことが私はこの会議録に残ること、そのことで私は誰に責任があるのか、どういった責任が取れるのか、自分の退職金を全部つぎ込んでもそれはできない、そういうことを考えて提案をされる人が少ないということに対して非常に私は情けない思いをしております。地方公務員というのはその中で一貫性がありません。町長は継続しての責任が問われますけれども、この問題を提案されたとき、今一体雨量がどれぐらいになるのか、そういうことも考えた上での提案をしていただかないと。そして一体そういう工事に、ミスではありませんけれども、工事がしっかりとしたものであっても、雨量によって崩れを起こしたとき、それは一体誰に責任があるのか問われたときに、高鍋町が全責任を負うということになると、私はもしこれで車が通っていたとき、車が流されて宮田川まで流れていったとそういったときに一体誰が責任を取るんでしょうか。もしお亡くなりになるようなことがあったら、それこそ、私は目も当てられない、そういった状況に及ぶのではないかと考えております。したがって、この工事請負変更契約については賛成できかねます。

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで討論を終わります。

これから議案第45号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立多数と認めます。したがって、議案第45号令和4年度茂広毛平付・高岡線道路改良工事請負変更契約につきましては、原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第46号

日程第10. 認定第1号

日程第11. 認定第2号

日程第12. 認定第3号

日程第13. 認定第4号

日程第14. 認定第5号

日程第15. 認定第6号

日程第16. 認定第7号

日程第17. 認定第8号

日程第18. 認定第9号

日程第19. 議案第47号

日程第20. 議案第48号

日程第 2 1. 議案第 4 9 号

日程第 2 2. 議案第 5 0 号

日程第 2 3. 議案第 5 1 号

日程第 2 4. 議案第 5 2 号

日程第 2 5. 議案第 5 3 号

日程第 2 6. 議案第 5 4 号

日程第 2 7. 議案第 5 5 号

日程第 2 8. 議案第 5 6 号

日程第 2 9. 議案第 5 7 号

○議長（永友 良和） 日程第 9、議案第 4 6 号令和 4 年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてから日程第 2 9、議案第 5 7 号令和 5 年度高鍋町下水道事業会計補正予算（第 2 号）まで、以上 2 1 件を一括議題といたします。

すみません。ここでちょっと休憩を挟みます。1 1 時 1 0 分より再開いたします。

午前10時58分休憩

.....
午前11時09分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

日程第 9、議案第 4 6 号令和 4 年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてから日程第 2 9、議案第 5 7 号令和 5 年度高鍋町下水道事業会計補正予算（第 2 号）まで、以上 2 1 件を一括議題といたします。

一括して提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。議案第 4 6 号令和 4 年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてから、議案第 5 7 号令和 5 年度高鍋町下水道事業会計補正予算（第 2 号）についてまで、一括して提案理由を申し上げます。

まず、議案第 4 6 号令和 4 年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてでございますが、本案につきましては、地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定により、同剰余金の処分について議会の議決を求めるものでございます。

次に、認定第 1 号令和 4 年度高鍋町一般会計歳入歳出決算についてから、認定第 9 号令和 4 年度高鍋町水道事業会計決算についてまででございますが、令和 4 年度各会計の歳入歳出の決算について、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により議会の認定に付するものでございます。

初めに、認定第 1 号の一般会計については、歳入総額 1 1 5 億 2, 7 2 5 万 5, 1 5 6 円、歳出総額 1 0 9 億 2, 0 4 3 万 5, 7 7 8 円、差引き 6 億 6 8 1 万 9, 3 7 8 円となっております。

次に、認定第 2 号の国民健康保険特別会計については、歳入総額 2 5 億 6, 3 5 5 万 4, 1 2 3 円、歳出総額 2 4 億 9, 2 2 7 万 4, 1 6 0 円、差引き 7, 1 2 7 万 9, 9 6 3 円

となっております。

次に、認定第3号の後期高齢者医療特別会計については、歳入総額5億4,895万5,800円、歳出総額5億4,895万5,800円、差引きゼロ円となっております。

次に、認定第4号の下水道事業の特別会計については、歳入総額3億3,910万9,171円、歳出総額3億1,397万3,115円、差引き2,513万6,056円となっております。

次に、認定第5号の介護認定審査会特別会計については、歳入総額1,064万4,000円、歳出総額919万975円、差引き145万3,025円となっております。

次に、認定第6号の介護保険特別会計については、歳入総額19億8,126万209円、歳出総額18億9,973万1,591円、差引き8,152万8,618円となっております。

次に、認定第7号の一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計については、歳入総額1,986万1,069円、歳出総額1,749万5,576円、差引き236万5,493円となっております。

次に、認定第8号の西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計については、歳入総額31万8,758円、歳出総額25万4,938円、差引き6万3,820円となっております。

次に、認定第9号令和4年度高鍋町水道事業会計決算についてでございますが、地方公営企業法第30条第4項の規定により議会の認定に付するものでございます。

収益的収入総額4億3,109万547円、支出総額4億2,990万5,452円で、当年度純利益は118万5,095円でございます。

次に、資本的収支でございますが、収入総額9,500万円、支出総額3億3,835万9,974円となっております。なお、資本的収入が支出に対して不足する額2億4,335万9,974円は、当年度損益勘定留保資金等で補填いたしました。

次に、議案第47号高鍋町高齢者等多世代交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の廃止について及び議案第48号財産の無償譲渡についてでございますが、令和6年3月31日をもって高鍋町高齢者等多世代交流拠点施設の用途を廃止し、同年4月1日に同施設の建物を譲渡するため、関係条例の廃止及び財産の無償譲渡について議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第49号職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてでございますが、本案につきましては、これまで新型コロナウイルス感染症の防疫作業等に従事した職員に対し、国の支給の例に準じて特殊勤務手当を支給していましたが、本年5月8日から、同感染症の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の位置づけが5類となり、国が同手当の支給を廃止したことを踏まえ、本町においても同手当の支給を廃止するために条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第50号こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施

行等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでございますが、本案につきましては、令和5年4月1日のこども家庭庁設置による所掌事務の移管に伴い、厚生労働大臣から内閣総理大臣への主務大臣の変更など、必要となる関係法律及び府省令等の改正を行う整備法が施行されたため、条例でこれらの法令等を引用している規定について所要の改正を行うものでございます。改正の対象となるのは、高鍋町子ども・子育て会議設置条例、高鍋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、高鍋町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の3つの条例でございます。

次に、議案第51号令和5年度高鍋町一般会計補正予算（第5号）についてでございますが、今回の補正は歳入歳出それぞれ3億8,201万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ116億3,418万円とするものでございます。

補正の主なものについてでございますが、エネルギー・食料品価格等高騰に伴う子育て世帯支援及び肥料購入補助、小中学校体育館の水銀灯をLEDに改修する事業、企業版ふるさと納税による地域活性化デジタルプロジェクト推進事業業務委託による増額、人事異動等に伴う人件費の調整などを行うものでございます。

財源といたしましては、国県支出金、寄附金、繰入金等でございます。

併せまして、学校体育館のLEDリースの債務負担行為の追加及び蚊口海浜公園外灯整備事業に関わる地方債の追加を行うものでございます。

次に、議案第52号令和5年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ147万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ26億27万2,000円とするものでございます。

補正の内容は、歳出は、職員の人事異動に伴う人件費の減額及び出産育児一時金の財源更正でございます。歳入は、県支出金の国民健康保険出産一時金補助金の歳入に伴う財源調整及び職員の人事異動に伴う人件費等に対する一般会計繰入金の減額でございます。

次に、議案第53号令和5年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ144万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億6,358万8,000円とするものでございます。

補正の内容は、令和4年度療養給付費負担金確定に伴うもので、歳出は後期高齢者医療広域連合納付金の増額、歳入は療養給付費負担繰入金の増額でございます。

次に、議案第54号令和5年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出予算の総額に変更はなく、令和4年度事業費の確定に伴い、歳入の費目間で財源調整するものでございます。

次に、議案第55号令和5年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ8,519万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ20億6,492万円とするものでございます。

補正の主なものは、歳出は、令和4年度事業費確定に伴う国庫支出金等の返還金、支払基金返還金、一般会計繰出金及び介護給付費準備基金積立金の増額、職員の人事異動に伴

う人件費の調整でございます。歳入は、令和4年度決算に伴う繰越金の増額、職員の人事異動に伴う人件費等に対する一般会計繰入金の減額、受託事業収入の増額でございます。

次に、議案第56号令和5年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ24万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,954万3,000円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、歳出では、一ツ瀬川雑用水管理基金積立金及び雑用水管理システム改修手数料の増額でございます。歳入では、かんがい用水分消費税還付金の増額でございます。

次に、議案第57号令和5年度高鍋町下水道事業会計補正予算（第2号）についてでございますが、今回の補正は、当初予算第3条に定めた収益的収入を679万5,000円減額及び収益的支出を279万5,000円減額するものです。

また、当初予算第4条に定めた資本的収入を915万6,000円減額するものでございます。

補正の内容といたしましては、収益的支出については、人事異動等に伴う人件費の減額、収益的収入及び基本的収入については、人件費の減額及び令和4年度下水道事業特別会計決算の確定に伴い、ほか会計補助金及びほか会計負担金を減額するものでございます。

以上、21件の議案等につきまして、御審議を賜りますようお願い申し上げます。

日程第30. 令和4年度高鍋町一般会計及び特別会計等決算審査結果報告

○議長（永友 良和） 日程第30、令和4年度高鍋町一般会計及び特別会計等決算審査結果の報告を求めます。三輪見敏代表監査委員。

○代表監査委員（三輪 見敏君） 代表監査委員。皆さん、お疲れさまです。

それでは、監査委員2名を代表いたしまして、令和4年度各会計の決算審査及び基金運用状況の審査結果を御報告いたします。

決算審査意見書は、皆様のお手元に配付されております。その概要について御報告申し上げます。

まず、高鍋町歳入歳出決算審査意見書及び基金運用状況審査意見書を御覧ください。その1ページでございますが、審査の種類から審査の着眼点及び実施内容につきましては、記載のとおりでございますので、後ほど御確認ください。

第5の審査の結果でございますが、令和4年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は関係法令に準拠して調製されており、各諸帳票をはじめ、その他の証拠書類などと照合審査した結果、決算に関する計数はいずれも正確であることを確認いたしました。

また、予算の執行、会計事務及び財産の管理など、財務に関する事務の執行は適正に処理されているものと認められました。

さらに、基金運用につきましても基金運用状況を示す計数は正確であり、基金の運用が

確実かつ効率的に行われていることを確認いたしました。

それでは、総括意見を申し述べます。なお、それぞれの項目ごとの審査結果につきましては、意見書を御覧いただきたいと存じます。

まず、一般会計から申し上げます。40ページを御覧ください。

まず、現状の分析ですが、令和4年度一般会計決算は、令和3年度の臨時特別給付金事業や新田原飛行場周辺整備助成補助金の反動減で、歳入は9億2,999万9,000円、歳出は8億8,478万1,000円の大幅な減となっております。

歳入と歳出の差額から翌年度への繰越額を引いた実質収支は5億3,557万1,000円の黒字となり、純粋に当該年度のみで歳入で歳出が賄えたかどうかを見る場合の実質単年度収支も2,378万7,000円の黒字となっております。

財政指標を見ますと、財政構造の弾力性を示す経常収支比率、こちらは89.6%、対前年度で8.0パーセンテージポイントの増と、硬直化のほうが進んでおります。

実質収支比率は、歳入歳出差引額が対前年度減少したものの、翌年度に繰り越すべき財源がそれ以上に減少したため10.5%、対前年度0.9パーセンテージポイント増となっております。

財政力を示す財政力指数は0.526で、若干低下いたしました。

経常一般財源に占める公債費の一般財源の割合を示す公債費率は7.2%、一般財源総額に占める公債費に充当された一般財源の占める割合を示す公債費負担比率は11.6%といずれも悪化しております。

なお、財政の健全化を判断する指標の一つである実質公債費比率は12.2%で、対前年1.8パーセンテージポイント減と改善しており、財政の健全性は保たれているものと判断されます。

歳入面では、町税が4,612万8,000円、繰越金が1億8,240万7,000円の増となりましたが、寄附金が2億1,918万8,000円の減、繰入金も2億3,295万7,000円の減となり、自主財源は2億1,469万6,000円の減となっております。

また、県支出金は2億4,274万6,000円の増となりましたが、子育て世代や防衛施設関連の補助金の減により、国庫支出金が5億9,432万5,000円の減、それから地方交付税が1億1,484万1,000円の減、町債も1億9,769万7,000円の減となったことから、依存財源も7億1,530万3,000円の減となっております。

歳出の主なものでは、わかば保育園大規模改修工事が1億6,524万3,000円の増となりましたが、コロナ感染症対策時間短縮要請協力金が4億3,894万4,000円の減、財政調整基金積立金が5億1,739万6,000円の減となっております。

次に、総括ですが、歳出の性質別経費を見ますと、住民税非課税世帯に対する緊急支援給付金は増となったものの、子育て世帯への臨時特別給付金、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金が減となり、扶助費は大きく減となりました。

また、総合体育館大規模改修事業の終了に伴う新田原飛行場周辺整備助成補助金の減、

防衛施設周辺道路改修等事業補助金の減により、普通建設事業費も大きく減となっております。

今後につきましては、団塊の世代が後期高齢者世代に突入し、社会保障費の扶助費が加速的に増大していくものと思われます。また、公共施設整備につきましては、国県補助等による増改築は望めず、大型維持補修事業による長寿命化対策の老朽化対策へとシフトされつつあり、これらへの財源確保は最大の課題であると思料いたします。加えて、異常気象による災害等への備えも不可欠であり、ますます財政需要は拡大していくと予想されます。そのためには町税等の徴収努力はもちろんのこと、ふるさと納税による自主財源の確保は有効な手段であり、町の特色を生かした返礼品の開発に努めていただきたいと思います。

また、今後の予算編成に当たりましては、事業の優先度、緊急度を精査するとともに、的確な見積りを行い、なお一層の工夫と取組により、効率的で効果的な財政運営に努め、町民の福祉向上と町勢の発展に向けて、全職員一丸となって取り組まれるよう期待するものであります。

最後に、令和4年度は、財政調整基金の取崩しも減少しており、良好な財政運営であったと思料いたします。

次に、国民健康保険特別会計について申し上げます。48ページを御覧ください。

○議長（永友 良和） すみません、監査委員。ちょっと暫時休憩します。

午前11時34分休憩

.....
午前11時34分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

○代表監査委員（三輪 見敏君） それでは、国民健康保険特別会計について申し上げます。48ページを御覧ください。

国民健康保険加入世帯数は前年度と比較して96世帯減少し、被保険者数も196人減となっております。

歳入では、前年度と比較して国民健康保険税が1,098万3,000円の減、繰入金が増、繰越金が増となり、全体では4,121万3,000円の増となりました。歳出では、保険給付費が1,839万円の減、国民健康保険事業費納付金が増となり、全体では2,091万7,000円の増となりました。国民健康保険基金は、令和5年3月末現在で5億2,221万6,000円積み立てられており、前年度と比較して5,992万6,000円の減となっておりますが、財政状態は安定していると言えます。

また、令和4年度末までの保険税の滞納累計額は4,656万円、対前年度で632万8,000円の減であります。年々減少しており、徴収努力の効果が見受けられます。今後、被保険者の高齢化がさらに進展し、医療の高度化も進み、医療費の増嵩が避けられ

ませんが、国民健康保険財政の安定化は最も重要な課題であり、その安定化のためには、疾病の予防と健康保険税の的確な収納が求められます。特定健診の受診率向上や健康づくりの啓発による疾病予防に向けてなお一層取り組まれるとともに、基金の運用による被保険者の負担の平準化にも配慮すべきと思料されます。

また併せて、引き続き税の収納率向上対策に努めていただきたいと思います。

次に、後期高齢者医療特別会計について申し上げます。50ページの一冊下のほう、結びのところですが、決算状況は、歳入歳出ともに安定しており、今後とも状況と保険制度の推移を注視しながら運営されることを要望いたします。

次に、下水道事業特別会計について申し上げます。54ページ、結びになります。

令和4年度は、管渠を51.4メートル布設し、路線延長は約5万1,416メートルとなりました。また、公共ますも新たに25基、設置いたしました。整備面積の増加分はなく、令和4年度末現在の面整備累積は226.2ヘクタール、整備率で97.1%であり、水洗化率は87.8%、2,982世帯の6,283人となっております。施設の管理面では、長寿命化対策が講じられており、平成29年度で一定の対策は終了しております。

このような状況の中で、令和4年度末における財政状況は、維持管理費及び起債償還費等、歳出総額で年間3億1,397万3,000円を要しておりますが、根幹的な財源である使用料は1億875万8,000円であり、一般会計から2億147万9,000円の繰入れを行っております。下水道事業経営の健全化と一般会計の負担軽減のためにも、さらなる水洗化率の向上に取り組み、財産確保に努めることが求められると思料いたします。

なお、令和4年度は次年度からの公営企業会計への移行に伴い打切決算を行っていることから、収入未済額、それから歳出の不用額が増加となっておりますが、これまでの4月、5月の出納整理期間がなくなったことによるものであり、問題はありません。

次に、介護認定審査会特別会計について申し上げます。56ページの結びになります。

令和4年度の要介護要支援の申請数は777件で、前年度と比較して8件減少しており、申請者のうち非該当者は9件となっております。なお、3町による認定審査は、的確そしてスムーズに行われており、今後ともさらに連携を密にし、適正な審査を行われるよう要望いたします。

次に、介護保険特別会計について申し上げます。59ページになります。

第8期介護保険事業計画2年目に当たる令和4年度の決算は、実質収支8,152万8,000円の黒字となっております。真に赤字か黒字かを判断する実質単年度収支も895万円の黒字となり、介護保険事業計画に基づき適正に運営されていると思料されます。なお、令和5年3月末現在の基金残高は4億75万5,000円であり、財源は確保され安定した運営となっており、支障はないものと思料されます。

なお、今年度の保険給付費は0.6%の伸びであり、今後高齢化が進み保険給付費の上昇も見込まれることから、介護保険の諸事業に積極的に取り組まれるとともに、介護を必要とする全ての人々に希望する介護サービスが的確に提供できるよう、円滑な運営を図つ

ていかれるよう望むものであります。

次に、一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計について申し上げます。61ページになります。

一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計は、一ツ瀬川土地改良事業で導入された畑地かんがい用水を他の農業にも雑用水として使用することを目的に、1市3町で共同設置された会計で、平成21年度から事業を開始しております。施設運営は適正に行われており、基金を積み立てるなど順当に安定した経営となっております。今後とも収入の確保に努め、適正で安定的な運営を要望いたします。

次に、西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計について申し上げます。63ページになります。西都児湯固定資産評価審査委員会は、平成27年度に西都児湯1市5町1村で共同設置されており、引き続き適正な審査を行われるよう要望するものであります。

続きまして、高鍋町水道事業会計決算審査結果について御報告申し上げます。別紙のほうになります。別紙の高鍋町水道事業会計決算審査意見書の1ページを御覧ください。

1の審査の種類から4の審査の着眼点及び実施内容につきましては、記載のとおりでございますので、後ほど御確認をお願いいたします。

第5に、審査の結果でございますが、審査に付された決算書類及び決算附属書類は、地方公営企業法その他関係法令に準拠して作成され、その計数は正確であり、関係帳簿と符合し、かつ当年度における水道事業の経営成績及び財政状況を適正に表示していることを認めました。また、水道事業の運営は地方公営企業法第3条の規定の趣旨に従って執行されていることを認めました。

それでは、決算の概要と総括意見を申し上げます。資料は1ページの一番下のところの決算の概要についてというところと、あと22ページの結びのところになります。

給水戸数は9,216戸で、前年度と比較し6戸、0.1%の減となっております。年間総配水量は219万5,903立方メートルで、前年度と比較して5万3,177立方メートル減となったことから、施設利用率及び負荷率は減少しております。年間有収水量は196万1,537立方メートルで、前年度と比較して5万4,089立方メートル、2.70%減となっております。この要因は、大口給水先の使用水量の減少であり、有収率も89.3%と、僅かではありますが0.3パーセンテージポイントの減となっております。ただ、有収率については、類似団体の全国平均である79.6%と比較すると依然高い水準を保っており、継続的な漏水調査及び計画的な老朽管の管路更新の実施によるものと言え、効率的な施設運営に努められたものと評価いたします。

一方で、1立方メートル当たりの供給単価は8銭増の190円93銭、給水原価は13円63銭増の209円19銭となり、差引き18円26銭の逆ざや現象が生じております。

次に、経営成績についてですが、8ページの損益計算書を御覧ください。

収益合計では、給水収益の減少が主要因となって、1,464万6,142円、3.3%の減となっております。

費用では、支払利息の減少で営業外費用が478万1,087円、15.8%の減となりましたが、原水及び浄水費、配水及び給水費の増加で、営業費用が2,064万7,541円、5.4%の増となったため、費用全体では1,590万2,654円、3.8%の増となりました。これらの結果、純利益は対前年度3,054万8,796円、96.3%減の118万5,095円となっております。

経営状況については、財務分析での指数が経営指標と比較して下回っている部分もあることから、今後も改善を図っていく必要があると思料いたします。

次に、財政状況ですが、まず資産の部、12ページの貸借対照表を御覧ください。資産の部では、構築物と機械及び装置の減価償却額が大きく、有形固定資産は1億1,006万4,535円、2.8%の減となっております。流動資産では、現預金が5,327万8,107円、14.6%の減となっており、資産合計では対前年度1億5,746万4,109円、3.6%の減となっております。

13ページを御覧ください。

負債の部では、企業債償還により、固定負債については9,951万909円、5.5%の減となっております。流動負債については、企業債の償還、預かり金、未払消費税の減少等により3,959万6,834円、15.0%の減となっております。

繰延収益については、国庫補助金、工事負担金により取得した資産の当年度減価償却費相当額である1,954万1,461円、4.3%が減となっており、全体の負債額は1億5,864万9,204円、6.3%の減となっております。

資産の部、14ページを御覧ください。建設改良積立金を取り崩し自己資本金に組み入れたことにより、2,260万1,309円、1.4%の増となっております。

剰余金の部では、当年度の未処分利益剰余金が2,055万4,270円、37.8%の減となり、剰余金全体でも2,141万6,214円、6.7%の減となっております。以上のことから、資本全体では、118万5,095円、0.1%の増となっております。

総括でございますが、23ページを御覧ください。

経営状態につきましては、給水収益の大幅な増加が見込めない中で企業債未償還残高が高額で推移しており、企業債元利償還金が営業収益の65%を超える状況となっております。また、有形固定資産のうち償却対象資産が多いことから、減価償却費が多額となっており、経営環境の改善には長期間を要するものと思料されます。今後の事業経営に当たっては、さらに徹底した経営分析を行い、その結果を踏まえ、業務の効率化に向けた取組と、安全で良質な水の安定供給に向けて町民に信頼される水道事業の執行を要望するものであります。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 以上で、代表監査委員の報告を終わります。

日程第31. 発議第3号

○議長（永友 良和） 日程第31、発議第3号高鍋町議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。

提出理由の説明を求めます。議会運営委員会委員長、日高正則議員。

○議会運営委員会委員長（日高 正則君） 1番、日高正則。発議第3号高鍋町議会会議規則の一部改正について。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第3項の規定により提出します。

提出者、議会運営委員会委員長日高正則。

提出理由を申し上げます。

本案は、議会のペーパーレス化の推進を図るに当たり、写真機及び録音機の機能を有するタブレットやパソコン、スマートフォンをはじめとする情報通信機器の議場への持ち込みを可能とするため所要の改正を行うものでございます。

なお、議場内における撮影、録音等、会議中の禁止事項につきましては、別に訓令で定めることとしております。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 以上で説明が終わりました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第3号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、発議第3号高鍋町議会会議規則の一部改正につきましては、原案のとおり可決されました。

_____ . _____ . _____

○議長（永友 良和） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

午前11時53分散会
